



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害の補償に関する条例（防災危機管理課）…………… 3
- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（防災危機管理課）…………… 4
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 5
- 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 5
- 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 8
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 11

公布された条例のあらまし

- 沖縄県災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害の補償に関する条例（条例第3号）
 - 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害の補償について定めることとした。（第2条）
 - 3 協力命令により応急措置の業務に協力した者に係る損害の補償について定めることとした。（第3条）
 - 4 規則への委任について定めることとした。（第4条）
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとし、この条例の規定の適用について定めることとした。（附則）
- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例（条例第4号）
 - 1 条例の規定中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改めることとした。（第3条関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）
 - 1 職員の休憩時間は、原則1時間とし、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、45分以上1時間未満とすることができることとした。（第4条関係）
 - 2 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正することとした。（附則第2項）
- 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）
 - 1 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正<第1条>
 - (1) 教育長の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とすることとした。（第2条関係）

- (2) 教育長の給料月額を、740,000円とすることとした。(第3条関係)
 - (3) 教育長の期末手当について定めることとした。(第4条関係)
 - (4) 教育長の退職手当について定めることとした。(第5条関係)
 - (5) 教育長の旅費に関する規定を整理することとした。(第6条関係)
 - (6) 教育長の給与及び旅費の支給方法等について定めることとした。(第7条関係)
- 2 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正<第2条>
平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における教育長の期末手当の額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定により受けるべき額から、その100分の15に相当する額を減じた額とする特例規定を追加することとした。(第2条関係)
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。

○ 沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正<第1条>
 - (1) 武力攻撃災害等派遣手当の支給根拠を定めることとした。(第4条及び第32条関係)
 - (2) 管理職手当の月額を、職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定めることとした。(第10条関係)
 - (3) 扶養手当における3人目以降の子等の支給月額を5,000円から6,000円に改定することとした。(第12条関係)
 - (4) 住居手当における所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものの支給月額を3,000円から2,500円に改定することとした。(第15条関係)
 - (5) 農林漁業普及指導手当の支給月額を給料月額に100分の8(管理職員にあつては、100分の4)を乗じて得た額に改定することとした。(第31条関係)
- 2 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正<第2条>
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対し初任給調整手当及び地域手当を支給するため、沖縄県職員の給与に関する条例第11条及び第14条の規定の適用に関し必要な読替規定を整備することとした。(第11条関係)
- 3 この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 管理職手当及び農林漁業普及指導手当に関し必要な経過措置を設けることとした。(附則第2項から第6項まで)
- 5 この条例の施行に関し必要な事項を人事委員会規則へ委任することを定めることとした。(附則第7項)
- 6 管理職手当の改正に伴い、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の附則の規定について所要の整理を行うこととした。(附則第8項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第8号)

- 1 使用料の改正(別表第1関係)
 - (1) 工業技術センターに新たに設置する電磁波殺菌装置ほか3機器の使用料を定めるとともに、レオログラフほか10機器の使用料の規定を削るほか、オートグラフの使用料の額の適正化を図ることとした。
 - (2) 工芸指導所使用料の名称を変更するとともに、倣い彫刻機及びサンドブラスターの使用料の規定を削ることとした。
- 2 県独自の事務に係る手数料の改正(別表第2関係)
工芸指導所手数料の名称を変更するとともに、糸の試験ほか6つの手数料について額の適正化を図ることとした。
- 3 法令に基づく事務に係る手数料の改正(別表第3関係)
 - (1) 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う経過措置の期間が満了したことから、小型船舶検査手数料ほか6の手数料の規定を削ることとした。
 - (2) 通訳案内士法及び外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律に基づく事務に係る手数料の規定を整備することとした。
 - (3) 狂犬病予防法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び家畜伝染病予防法に基づく事務に係る手数料の額の適正化を図るほか、規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成19年4月1日から施行することとし、使用料及び手数料の徴収に関し必要な経過措置を設けることとした。(附則)

条 例

沖縄県災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害の補償に関する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

沖縄県災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害の補償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第2項の規定に基づき、同法第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に係る損害の補償に関し必要な事項を定めるとともに、同条の規定による協力命令により応急措置の業務に協力した者に係る損害の補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急措置の業務に従事した者に係る損害の補償)

第2条 災害対策基本法第84条第2項の規定による損害の補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の6種とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事する者がそのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）に定めるところにより支給される療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の例により、補償金を支給して行う。

(応急措置の業務に協力した者に係る損害の補償)

第3条 県は、災害対策基本法第71条の規定による協力命令により応急措置の業務に協力した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

2 前項の規定による損害の補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補

償及び打切補償の6種とし、災害救助法第25条の規定により救助に関する業務に協力する者がそのため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において災害救助法施行令に定めるところにより支給される療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金の例により、補償金を支給して行う。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、この条例の施行の日前に災害対策基本法第71条の規定による従事命令又は協力命令により応急措置の業務に従事し、又は協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときにおける損害の補償についても適用する。

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例（平成17年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第5号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも」を「、少なくとも」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合において、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（沖縄県使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3食鳥検査手数料の項中「午後5時15分」を「午後5時30分」に改める。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第6号

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

(給与の種類)

第2条 教育長の受ける給与は、給料、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 教育長の給料月額は、740,000円とする。

(期末手当)

第4条 教育長の期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「6月に支給する場合においては100分の140」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の160」と、「100分の160を」とあるのは「100分の170を」とする。

(退職手当)

第5条 教育長の退職手当の額及び支給方法については、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用を受ける職員の例による。

2 前項の場合において、勤続期間の計算並びに退職手当の調整額及び退職手当の調整額に相当する部分の支給については、次に定めるところによる。

(1) 一般職の職員から引き続いて教育長になった場合におけるその者の一般職の職員

としての在職期間は、教育長の在職期間には、通算しない。

(2) 退職手当の調整額は、退職手当条例第7条の4の規定にかかわらず、退職手当条例第3条から第5条まで及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額とする。

(3) 退職手当の調整額に相当する部分の支給については、退職手当条例第10条第2項第1号の規定は適用しない。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(旅費)

第6条 教育長の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。

2 教育委員会は、教育長が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(給与及び旅費の支給方法等)

第7条 この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

(知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成10年沖縄県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 教育長に係る平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における期末手当の額は、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第7号

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「災害派遣手当」の次に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。第32条において同じ。）」を加える。

第10条第2項中「職員の受ける給料月額」を「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」に改める。

第12条第3項中「のうち2人まで」を削り、「、それぞれ」を「1人につき」に、「、11,000円」を「11,000円」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第15条第2項第2号中「3,000円」を「2,500円」に改める。

第31条第2項中「前項第1号に該当する職員にあつては100分の8以内、同項第2号に該当する職員にあつては100分の12以内において人事委員会規則で定める割合」を「100分の8（管理職員にあつては、100分の4）」に改める。

第32条第1項中「第32条第1項」の次に「及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）」を加える。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（）」の次に「平成14年沖縄県条例第52号。」を加える。

第11条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 特定業務等従事任期付職員に対する給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項第1号中「職員」とあるのは「職員（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）第8条第1項第3号アの特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員を含む。次号及び第14条において同じ。）」と、同条第2項中「前項」とあるのは「任期付職員条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「任期付職員条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される前2項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 2 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第1条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の受ける給料月額と沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員に対する知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例（平成10年沖縄県条例第19号）第4条の規定の適用については、同条中「同条第2項」とあるのは「沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県一般職の任期付

職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年沖縄県条例第7号。以下この条において「平成19年改正条例」という。）附則第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第10条第2項」と、「同項」とあるのは「平成19年改正条例附則第2項の規定により読み替えて適用される給与条例第10条第2項」とする。

（平成22年3月31日までの間における農林漁業普及指導手当に関する経過措置）

4 改正後の給与条例第31条第1項第2号に該当する職員（管理職員（沖縄県職員の給与に関する条例第10条第1項に規定する管理職員をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を除く。）の平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における農林漁業普及指導手当の月額、改正後の給与条例第31条第2項の規定にかかわらず、当該職員の給料月額（平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあっては、給料月額と平成18年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額。次項及び附則第6項において同じ。）に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の11
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の10
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の9

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に第1条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）第31条第1項の規定の適用を受けていた管理職員で、施行日以後改正後の給与条例第31条第1項第1号に該当する職員（施行日以後引き続き同項の規定の適用を受ける管理職員に限る。）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における農林漁業普及指導手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該職員の給料月額に100分の6を乗じて得た額とする。

6 施行日の前日に改正前の給与条例第31条第1項の規定の適用を受けていた管理職員で、施行日以後改正後の給与条例第31条第1項第2号に該当する職員（施行日以後引き続き同項の規定の適用を受ける管理職員に限る。）の平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における農林漁業普及指導手当の月額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該職員の給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の10
 (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の8
 (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の6

(人事委員会規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平成18年改正条例の一部改正)

8 平成18年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第10項中「、第10条第2項」を削り、「第10条第2項、第27条第5項」を「第27条第5項」に改める。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第8号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表第1中

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|------|---|
| 「 | レ | オ | メ | ー | タ | ー | 同 | 480円 | を |
| | レ | オ | ロ | グ | ラ | フ | 同 | 960円 | |
| | カ | ラ | ー | ア | ナ | ラ | イ | ザ | 」 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-----|
| 「 | レ | オ | メ | ー | タ | ー | 同 | 480円 | 」に、 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|------|-----|

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|------|--|
| 「 | 脱 | 鉄 | 機 | 同 | 370円 | |
|---|---|---|---|---|------|--|

| | | | |
|--------------|---|--------|----|
| 自動タタラ成形機 | 同 | 600円 | を |
| 圧力鋳込装置 | 同 | 590円 | |
| 小型攪拌播潰機 | 同 | 140円 | |
| 石膏攪拌機 | 同 | 360円 | |
| 自動タタラ成形機 | 同 | 600円 | に、 |
| 小型攪拌播潰機 | 同 | 140円 | |
| ガス窯 | 同 | 1,070円 | を |
| 灯油窯 | 同 | 910円 | |
| 卓上スラブソー | 同 | 150円 | |
| ガス窯 | 同 | 1,070円 | に、 |
| オートグラフ | 同 | 1,290円 | を |
| オートグラフ | 同 | 1,200円 | に、 |
| ワイヤーカット放電加工機 | 同 | 2,340円 | を |
| グラフアイト電極加工機 | 同 | 3,570円 | |
| ワイヤーカット放電加工機 | 同 | 2,340円 | に、 |
| N C 旋 盤 | 同 | 3,150円 | を |
| メ ッ キ 装 置 | 同 | 3,150円 | |
| 精密電極装置 | 同 | 1,470円 | |
| N C 旋 盤 | 同 | 3,150円 | に、 |
| 顕微FT-IR測定装置 | 同 | 2,300円 | を |
| LC-MS測定装置 | 同 | 6,770円 | |
| 顕微FT-IR測定装置 | 同 | 2,300円 | に、 |

| | | | | | |
|---|---------------|---|--------|---|-------|
| 「 | 超 臨 界 抽 出 装 置 | 同 | 2,150円 | 」 | を |
| 「 | 超 臨 界 抽 出 装 置 | 同 | 2,150円 | 」 | に改め、同 |
| | 電 磁 波 殺 菌 装 置 | 同 | 1,560円 | | |
| | 流 動 層 造 粒 装 置 | 同 | 950円 | | |
| | 誘導結合プラズマ質量分析計 | 同 | 4,310円 | | |
| | キセノンウェザーメーター | 同 | 700円 | | |

表工芸指導所使用料の項中「工芸指導所使用料」を「工芸技術支援センター使用料」に改め、同表中

| | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|---|
| 「 | フ ラ ッ シ ュ プ レ ス | 同 | 240円 | 」 | を |
| | 倣 い 彫 刻 機 | 同 | 490円 | | |

| | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|----|
| 「 | フ ラ ッ シ ュ プ レ ス | 同 | 240円 | 」 | に、 |
|---|-----------------|---|------|---|----|

| | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|---|
| 「 | 超 高 仕 上 か ん な 機 | 同 | 390円 | 」 | を |
| | サ ン ド ブ ラ ス タ ー | 同 | 300円 | | |

| | | | | | |
|---|-----------------|---|------|---|-------|
| 「 | 超 高 仕 上 か ん な 機 | 同 | 390円 | 」 | に改める。 |
|---|-----------------|---|------|---|-------|

別表第2 工芸指導所手数料の項中「工芸指導所手数料」を「工芸技術支援センター手数料

| |
|--------|
| 1,060円 |
| 1,030円 |
| 1,030円 |
| 1,030円 |
| 2,470円 |
| 1,060円 |
| 1,060円 |
| 1,060円 |

| |
|--------|
| 1,590円 |
| 1,210円 |
| 1,210円 |
| 1,210円 |
| 3,150円 |
| 1,390円 |
| 1,390円 |
| 1,390円 |

| | | | | |
|--------|--------|---|------------|-------|
| 料」に、 | 1,200円 | を | 1,750円 | に改める。 |
| | 1,200円 | | 1,750円 | |
| | 1,530円 | | 2,290円 | |
| | 1,480円 | | 2,220円 | |
| | 1,470円 | | 2,200円 | |
| | 1,470円 | | 2,200円 | |
| | 1,470円 | | 2,200円 | |
| | 実費 | | 実費の額に相当する額 | |
| | 実費 | | 実費の額に相当する額 | |
| | 1,760円 | | 2,640円 | |
| | 2,190円 | | 3,280円 | |
| | 1,760円 | | 2,640円 | |
| | 2,190円 | | 3,280円 | |
| | 2,190円 | | 3,090円 | |
| | 2,200円 | | 3,280円 | |
| 1,270円 | 1,360円 | | | |
| 1,130円 | 1,650円 | | | |
| 1,130円 | 1,590円 | | | |
| 1,270円 | 1,270円 | | | |
| 1,270円 | 1,270円 | | | |
| 1,580円 | 1,860円 | | | |

別表第3 犬の抑留中の飼養管理及び返還手数料の項中「3,000円」を「4,000円」に、「100円」を「150円」に改め、同表食鳥検査手数料の項中「4円」を「3円（沖縄県の休日を守る条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの時間以外の時間における食鳥検査にあつては、4円）」に改め、同表家畜検査手数料の項中「ヨーネ病（エライザ検査）1頭1回につき500円」を「ヨーネ病（エライザ検査）1頭1回につき600円」に改め、「寄生虫検査1頭1回につき500円」の次に「PCR検査1頭1回につき2,500円」を加

え、同表家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「170円」を「200円」に、「(ただし、オイルアジュバントワクチンについては17円)」を「(オイルアジュバントワクチンについては、17円)」に、「840円」を「1,100円」に改め、「鶏伝染性喉頭気管炎1羽1回につき10円」の次に「、豚丹毒不活化1頭1回につき250円、オーエスキー病1頭1回につき250円」を加え、「100円」を「150円」に改め、同表家畜検査証明書、家畜注射証明書、家畜薬浴証明書又は家畜投薬証明書の交付手数料の項中「300円」を「400円」に改め、同表小型船舶検査手数料の項、船籍票記載事項変更手数料の項、船籍票書換え手数料の項、船籍港変更後の船籍票交付手数料の項、船籍票再交付手数料の項、船籍票検認手数料の項及び船籍簿の謄本又は抄本の交付手数料の項を削り、同表河川区域等の区域に係る砂利採取計画変更認可申請手数料の項の次に次のように加える。

| | | |
|---------------------|---|-------------|
| 通訳案内士登録申請手数料 | 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査 | 1件につき5,100円 |
| 通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料 | 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正又は同法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付 | 1件につき4,000円 |
| 地域限定通訳案内士試験手数料 | 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号。以下「外客来訪促進法」という。)第26条第2項の規定に基づく地域限定通訳案内士試験の実施 | 1件につき8,100円 |
| 地域限定通訳案内士登録申請手数料 | 外客来訪促進法第36条第2項において準用する通訳案内士法第18条の規定に基づく地域限定通訳案内士の登録の申請に対する審査 | 1件につき5,100円 |

| | | |
|-------------------------|--|-------------|
| 地域限定通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料 | 外客来訪促進法第36条第2項において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく地域限定通訳案内士登録証の訂正又は外客来訪促進法第36条第2項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく地域限定通訳案内士登録証の再交付 | 1件につき4,000円 |
|-------------------------|--|-------------|

別表第3通訳案内業の免許手数料の項及び通訳案内業免許証の再交付又は書換え手数料の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

| | |
|---|--|
| 発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円 |
|---|--|